



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告	(南西部振興)	一
○	(西部振興)	一
○	(北部振興)	一
○	(NPO活動推進課)	二
○介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可	(高齢者福祉課)	二
○雨水流出抑制施設の告示	(河川砂防課)	二

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

○	(三
○	(三
○	(三
○	(三

告示

埼玉県告示第千二百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人世界俳句協会

三 代表者の氏名

乾 昌幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市鶴瀬西三丁目十六番

十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、それぞれの国や地域の文化的価値観を失うことなしに、すぐれた俳句作品の国際的基準を認識し奨励することを目的とする。

埼玉県告示第千二百八十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉

玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青柳ライフサポートパートナーズ

三 代表者の氏名

白倉 弘司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字青柳九百七十四番

地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、周辺地域の移動困難者及び情報弱者等に対し、公共機関では対応の出来ない個別の輸送手段及びIT(情報通信技術)等を提供し、地域社会における交通基盤・情報活用支援の整備を通して、利用者の社会参加を促すと共に生涯学習と地域振興等を考え、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人いずみサポートネット

三 代表者の氏名

松岡 美智代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市万吉千二十五番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害者及びその家族に対し支援を行い、発達障害者の健全な社会生活の営みに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

称

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人チャイルド・プロデュース

三 代表者の氏名

高橋 宏幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目六三番一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児から青少年に対し、野外地域スポーツクラブとして、スポーツに関わる活動を継続的に進める機会を提供し、スポーツ文化振興並びにスポーツ普及、競技力、指導力の向上に関する事業を行い、子どもの健全育成を図ると共に地域社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

介護保険事業所番号 1152480040	施設名称 介護老人保健施設 エムズガーデン	施設所在地 入間郡三芳町北永井890番2	サービスの種類 介護老人保健施設	開設者の名称又は氏名 医療法人社団 草芳会	許可年月日 平成21年9月1日
-------------------------	-----------------------------	-------------------------	---------------------	--------------------------	--------------------

埼玉県告示第千二百八十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

第二〇〇八―五四一〇号
二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

新座市野火止七丁目六三四―二外五
筆

- 三 雨水流出抑制施設の容量
容量 一〇〇二・五立方メートル
浸透効果量 〇・〇一立方メートル
毎秒

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年八月二十一日

指令川建七第二一〇〇六四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月十六日

第二一〇〇八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字谷口字矢筑一―二―

―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町東野一丁目一九番地五
シャン・ド・フルールⅢ二〇三号
松任 美絵

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年八月三十一日

指令川建七第二一〇〇七七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月十六日

第二一〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字地頭方字西通二六

〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市大字上唐子八〇三一―グ

リーンハイツ石川二〇二

齊藤 政治

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月十九日

指令川建七第二一〇〇二九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月十六日

第二一〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字古屋敷二八

五―一、字築地二九三―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市元宿二―二九―八

鈴木コーポA棟一〇二

飛田 聡保

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年四月二十八日

指令川建七第二一〇〇一六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月十六日

第二一〇〇七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字向三四二―
一、三四二―三、三四二―四、三四二―
五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂戸市千代田四―九―一四
コマイ建設株式会社 代表取締役
駒井 大吉

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉県 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)